

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第1条第1項に規定するダム水路主任技術者講習を行う者を登録した件について（一般社団法人電力土木技術協会）

20240322保第16号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第1条第1項に規定するダム水路主任技術者講習を行う者を登録したので、同令第2条の14第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月8日

講習業務の開始年月日	令和6年4月8日
登録講習機関の名称及び住所	一般社団法人電力土木技術協会 東京都港区芝公園二丁目8番2号小貝ビル 4階
講習業務を行う事務所の名称及び所在地	一般社団法人電力土木技術協会 東京都港区芝公園二丁目8番2号小貝ビル 4階

（お問合せ先）

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課
電話：03-3501-1742（直通）